

十二 受取配当等

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 1 款 利益の配当等</u>
<p>(特定信託又は証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義)</p> <p>3 - 1 - 3 <u>令第19条の2第1項第2号《特定信託の収益の分配の額》に規定する「特定信託の一部の解約による収益の分配」又は令第19条の3第1項第2号《証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額》に規定する「証券投資信託の一部の解約による収益の分配」とは、特定信託又は証券投資信託.....</u></p>	<p>(証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義)</p> <p>3 - 1 - 3 <u>令第19条第1項第2号《証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額》に規定する「証券投資信託の一部の解約による収益の配分」とは、証券投資信託.....</u></p>
<p>(転換社債を転換した場合の短期所有株式等の判定)</p> <p>3 - 1 - 5 <u>令第20条第1項第1号.....</u></p>	<p>(転換社債を転換した場合の短期所有株式等の判定)</p> <p>3 - 1 - 5 <u>令第20条第1号.....</u></p>
<p>(配当等の額の支払義務が確定する日)</p> <p>3 - 1 - 7の3 <u>令第20条第2項《益金に算入される配当等の元本たる株式等》に規定する「配当等の額の支払義務が確定する日」とは、2 - 1 - 27の(1)から(3)までに定める日をいうことに留意する。</u> <u>また、令第22条の2第1項.....</u></p>	<p>(配当等の額の支払義務が確定する日)</p> <p>3 - 1 - 7の3 <u>令第22条の2第1項.....</u></p>
(廃 止)	<u>第 2 款 みなし配当</u>
(廃 止)	<p>(減資等の場合のみなし配当の額の計算)</p> <p><u>3 - 1 - 8 法人が法第24条第1項第1号又は第2号《減資等の場合の配当等</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の額とみなす金額》に掲げる資産の交付を受けたことにより同項の規定によるみなし配当の額を計算する場合において、同項に規定する合計額が当該合計額のうち当該資産を交付する法人の資本の金額（出資金額を含む。）から成る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額が資本積立金額又は利益積立金額のいずれから成るかは、当該交付する法人の計算による。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(合併法人に引き継がれた資本積立金額がある場合のみなし配当の額の計算)</u> <u>3 - 1 - 9 合併により法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定によるみなし配当の額を計算する場合において、被合併法人の資本積立金額が合併法人に引き継がれているときは、同項に規定する「資本等の金額」は、その引き継がれた資本積立金額を控除した金額による。この場合において、その引き継がれた資本積立金額とは、令第9条《合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額》の規定により計算した金額をいう。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(利益の資本組入れ)</u> <u>3 - 1 - 10 法人が商法第293条ノ2《利益の資本組入れ》の規定により利益の資本組入れを行なった場合には、その資本の組入れについては法第24条第2項第2号《配当等の額とみなす金額》の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(準備金の資本組入れの場合のみなし配当の額の計算)</u> <u>3 - 1 - 10の2 3 - 1 - 8 は、法人が商法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定により準備金を資本に組み入れた場合の当該法人の株主である法人における法第24条第2項《配当等の額とみなす金額》の規定によるみな</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p>(株式等に係る負債の利子の簡便計算)</p> <p>3 - 2 - 16 …… (平成10年改正令(法人税法施行令の一部を改正する政令 (平成10年政令第105号) をいう。) 附則第3条……)</p> <p>(合併の場合の基準年度)</p> <p>3 - 2 - 18 <u>法人が当該法人を合併法人とする合併を基準年度中に行っている場合における負債利子控除割合の計算について、合併法人と被合併法人の事業年度が異なっているときであっても、その計算の基礎となる被合併法人の基準年度は、平成10年4月1日以後開始する事業年度からその合併の日の前日を含む事業年度までの各事業年度となることに留意する。</u></p>	<p><u>し配当の額の計算について準用する。</u></p> <p>(組織変更の場合の資本組入れ)</p> <p>3 - 1 - 11 <u>法人が商法その他の法令の規定による組織変更の際し、資本又は出資の増加をした場合において、その増加した金額のうち新たに株主等から払い込ませた金額以外の額は、変更前の資本積立金額又は利益積立金額の資本又は出資への組入れがあったものとする。この場合において、資産の評価換えにより帳簿価額を増額しているときは、その評価換えによる益金の額に相当する利益積立金額が生じ、その利益積立金額が資本又は出資に組み入れられたこととなることに留意する。</u></p> <p>(株式等に係る負債の利子の簡便計算)</p> <p>3 - 2 - 16 …… (平成10年改正令 (法人税法施行令の一部を改正する政令 (平成10年政令第105号) をいう。 <u>以下3 2 18において同じ。</u>) 附則第3条……)</p> <p>(合併の場合の基準年度)</p> <p>3 - 2 - 18 <u>負債利子控除割合を計算する場合において、基準年度中に合併があったときは、合併法人と被合併法人の事業年度が異なっても、被合併法人については、平成10年4月1日 (平成10年改正令附則第3条の規定により読み替えて適用される場合には平成元年4月1日) 以後開始する事業年度からその合併の日を含む事業年度までの各事業年度を基準年度として計算することに留意する。</u></p>